

杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための 太陽光発電事業の立地に係る指導方針

令和 7 年 9 月 2 日
仙 台 市

豊かな森林や様々な生物が織りなす自然に囲まれ、四季折々の美しい景観と清らかな水源に恵まれた「杜の都・仙台」の多様な自然環境は、先人から受け継がれ大切に守り育ててきた市民共有の財産である。

しかしながら、昨今、森林を大規模に伐採する太陽光発電事業の立地による、生態系の破壊、土砂災害リスクの増加、地域の暮らしへの悪影響を懸念する声が上がっている。

地球温暖化防止に向けた取り組みは重要である一方で、「杜の都・仙台」が誇る森林や里山などの豊かな自然環境は、将来へと確実に保全・継承していく必要があることから、森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業は好ましくないという本市の姿勢を明確に示すため、ここに「杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための太陽光発電事業の立地に係る指導方針」を策定する。

本市は、市民協働の下、当該方針を的確に運用し、太陽光発電事業の立地による無秩序な自然改変に対し厳正に対処していくことを通じ、自然や地域と共生した良好な都市環境を将来にわたり確実に守り抜いていく。

1 対象となる事業

仙台市環境影響評価条例施行規則別表第 1 で定める太陽光発電所の設置又は変更の事業（森林地域における敷地面積 1 ha 又は出力 4 百 kW 以上の太陽光発電事業）

2 対象となる区域

森林法第 2 条第 1 項に規定する森林（森林地域）

3 指導方針

- (1) 本指導方針の対象となる太陽光発電事業の立地については、自粛するよう強く求める。
- (2) 仮に立地を検討する場合には、以下①～③の手続きを事業者に求めたうえで、立地選定の妥当性を厳格に審査する。
 - ① 立地に係る複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について予測・評価すること。
 - ② ①について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
 - ③ ①及び②の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聴くこと。市長は、上記の手続きの結果を踏まえ、当該太陽光発電事業の立地に関し、必要な意見を述べる。

4 施行期日等

本方針は、令和 7 年 9 月 2 日から施行し、従前の「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」における環境配慮事項は、実施要綱に規定する。